



公正証書等の作成に必要な費用を補助します

これから離婚を考えている方も是非ご相談ください。

概要

養育費の履行確保を促進し、家庭環境の変化した子どものすこやかな育ちを支えるため、公正証書の作成に必要な費用を補助する制度です。

対象となる方

福井県内に住む（福井市除く）令和6年4月1日以降に公正証書等を作成したひとり親家庭の母または父で、下記の要件をすべて満たす方

- ・ 児童扶養手当受給者（または、同等の所得水準）
- ・ 養育費の取り決めにかかる債務名義を有していること
- ・ 養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満）を現に扶養していること
- ・ 養育費取り決めに係る経費を負担したこと
- ・ 養育費の取り決めを交わした同一の公正証書等について、国、他の地方公共団体もしくはこれに準ずる団体からの補助金を受けていない（受ける予定がない）こと

補助額

1件あたり上限30,000円 ※1人1回に限る

補助対象経費

養育費に係る公正証書等の作成に必要な経費のうち、

- ① 公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料（養育費以外の法律行為のみの手数料は除く）
- ② 家庭裁判所の養育費請求調停及び夫婦関係調整調停（離婚）申立てに要する収入印紙代、裁判に要する収入印紙代（離婚請求及び養育費請求の費用に限る）
- ③ 戸籍謄本等添付書類取得費用（養育費に関連するものに限る）
- ④ 連絡用の郵便切手代

申請方法

公正証書等を作成した1年以内に、福井県母子家庭等就業・自立支援センター（福井市光陽2丁目3-22）へ必要書類を持参もしくは郵送してください。

公正証書
作成

交付申請
※作成から
1年以内

必要書類を揃え、福井県母子寡婦福祉連合会に持参・郵送してください。

交付決定
※申請から
約60日以内

申請書類を審査し、補助金交付（不交付）決定書を送付します。

補助金
請求

交付決定を受けた方は、請求書に必要事項を記入し、福井県母子寡婦福祉連合会に持参・郵送してください。

支給
※請求から
約30日以内

ご指定の口座に、補助金を振り込みます。

申請に必要な書類



補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添付してください。

- (1) 児童扶養手当証書の写し
（有効期限内のものに限ります。）
- (2) 補助対象となる経費の額が確認できる書類の写し
（領収書の場合は、あて先、領収に係る金額・年月日、内容、領収者の住所・氏名・領収印が必要です。ただし、郵便局及び官公署が発行する領収書やレシートについては、領収に係る金額・年月日のみでけっこうです。）
- (3) 養育費の取決めをした公正証書等の写し
（強制執行認諾約款付公正証書、調停証書、審判書、判決書、和解調書など、債務名義としての効力を有するもの。）
- (4) 補助金に係る振込先が確認できる書類
（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、氏名がわかる通帳の写しなど）
- (5) その他、知事が必要と認めるもの
（必要に応じて、お願いすることがあります。）

※（1）、（3）は、書類全体の写しを提出してください。

～そのほか福井県母子家庭等就業・自立支援センターでは以下のような養育費等に関する相談を行っています～

【養育費相談】

離婚や別居に伴う、子どものための養育費の相談を行っています。

（面接時間）毎週月～金 午前9時～午後5時

（出張相談）母子・父子自立支援員等の支援要請に応じて随時実施

【法律相談（事前予約制）】

養育費の取り決めや履行確保、慰謝料、遺産相続、親権問題、金銭貸借など法律に関する生活上の諸問題について、弁護士等の専門家が応じます。相談は30分無料です。

（相談担当者）

福井県弁護士会の弁護士等

（相談時間）

予約により随時実施

【お問い合わせ】

福井県母子家庭等就業・自立支援センター

福井市光陽2丁目3-22 福井県社会福祉センター4階

0776-21-0733

福井県 健康福祉部 児童家庭課

福井市大手3丁目17-1

0776-20-0343